

経済・財政一体改革推進委員会
第18回 社会保障ワーキング・グループ

医療・介護に係る地方交付税措置等

平成29年3月22日

総務省

地方向け補助金等の全体像

(平成14年度)

20.4兆円

社会 保 障 10.5	文 教・科学振興 3.4	公 共 事 業 5.4	その 他 1.1
----------------	-----------------	----------------	-------------

(平成26年度)

24.7兆円

一般会計 21.4兆円
特別会計 3.3兆円

社会 保 障 17.4							文 教・科学振興 2.2	公 共 事 業 2.7	復 興 特 会 1.5	東日本大震災復興交付金0.4
高 齢 者 医 療 5.3	生 活 保 護 2.9	介 護 保 険 2.4	市 町 村 国 保 2.3	児 童 手 当 1.4	障 害 者 支 援 1.3	保 育 所 運 営 費 等 0.7	義 務 教 育 0.4 1.5 高校無償化	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 等 2.1	そ の 他 1.0	

(平成27年度)

25.7兆円

一般会計 22.2兆円
特別会計 3.5兆円

社会 保 障 18.1							文 教・科学振興 2.2	公 共 事 業 2.8	復 興 特 会 1.5	東日本大震災復興交付金0.3
高 齢 者 医 療 5.5	生 活 保 護 2.9	介 護 保 険 2.5	市 町 村 国 保 2.5	子 ども・子 育 て 支 援 2.2	障 害 者 支 援 1.3		義 務 教 育 0.4 1.5 高校無償化	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 等 2.1	そ の 他 1.0	

(平成28年度)

25.7兆円

一般会計 22.5兆円
特別会計 3.2兆円

社会 保 障 18.4							文 教・科学振興 2.2	公 共 事 業 2.8	復 興 特 会 1.3	東日本大震災復興交付金0.1
高 齢 者 医 療 5.5	生 活 保 護 2.9	介 護 保 険 2.5	市 町 村 国 保 2.5	子 ども・子 育 て 支 援 2.3	障 害 者 支 援 1.4		義 務 教 育 0.4 1.5 高校無償化	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 等 2.0	そ の 他 1.0	

(平成29年度)

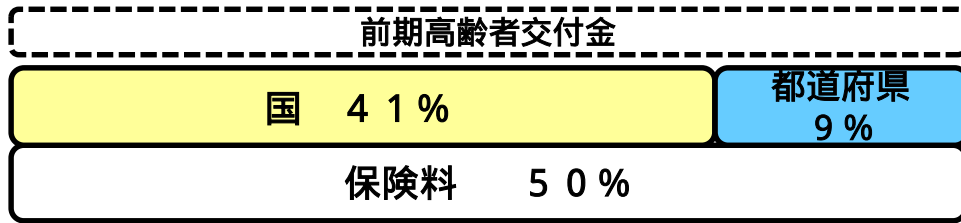
25.7兆円

一般会計 23.0兆円
特別会計 2.7兆円

社会 保 障 18.9							文 教・科学振興 2.2	公 共 事 業 2.7	復 興 特 会 0.8	東日本大震災復興交付金0.05
高 齢 者 医 療 5.6	生 活 保 護 2.9	介 護 保 険 2.6	市 町 村 国 保 2.6	子 ども・子 育 て 支 援 2.5	障 害 者 支 援 1.5		義 務 教 育 0.4 1.5 高校無償化	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 等 1.9	そ の 他 1.0	

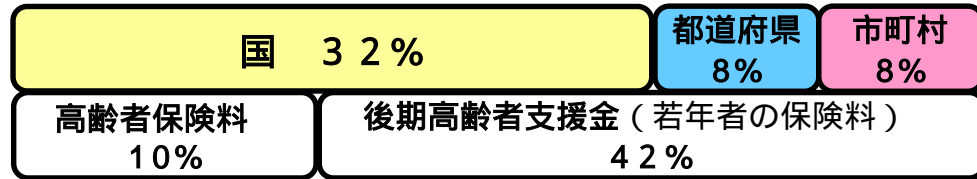
主な社会保障制度の財源負担のイメージ

国民健康保険制度（国民健康保険法において地方負担を規定）



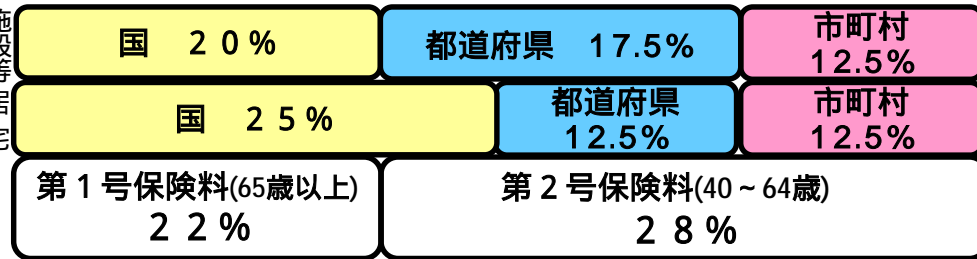
低所得者への保険料軽減や高額医療費に対する公費支援等を含む。

後期高齢者医療制度（高齢者医療確保法において地方負担を規定）



低所得者への保険料軽減や高額医療費に対する公費支援を含む。

介護保険制度（介護保険法において地方負担を規定）

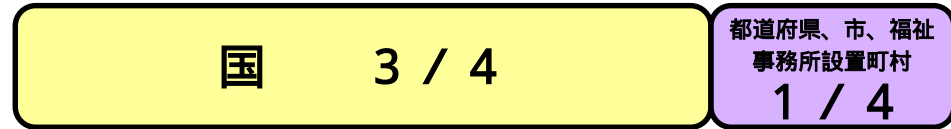


低所得者への保険料軽減に対する公費支援を含む。

障害者自立支援（障害者総合支援法において地方負担を規定）

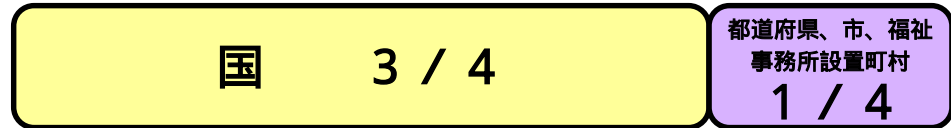


生活保護（生活保護法において地方負担を規定）



生活困窮者自立支援

（生活困窮者自立支援法において地方負担を規定）



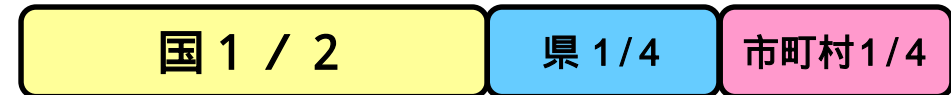
自立相談支援事業及び住居確保給付金（法定の必須事業）に係るもの。

児童扶養手当（児童扶養手当法において地方負担を規定）



保育所運営費（子ども・子育て支援法において地方負担を規定）

〔私立分〕



〔公立分〕



予防接種（定期）（予防接種法で地方負担を規定）



医療・介護保険制度に係る地方負担と地方交付税措置

(1) 国民健康保険制度

金額は事業規模(平成29年度予算案ベース)

項目	概要	地方交付税算定の指標
都道府県調整交付金 (6,593億円)	医療給付費等の9%を都道府県が負担 (都道府県10/10)	医療給付費等(注)
保険料軽減制度 (4,592億円)	低所得者の保険料軽減分を公費で支援 (都道府県3/4、市町村1/4)	保険料軽減者数等
高額医療費共同事業 (3,389億円) うち地方847億円	高額な医療費(1件80万円超)の一定割合を公費で支援 (国1/4、都道府県1/4、保険料1/2)	被保険者数
保険者支援制度 (2,629億円) うち地方1,314億円	低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援 (国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)	保険料軽減者数
財政安定化支援事業 (1,000億円)	保険者の責に帰さない特別な事情に対する公費支援 (市町村10/10)	保険料軽減世帯割合等

(注)都道府県調整交付金は、三位一体の改革により、国庫負担から一部一般財源化されたもの。国庫負担は、国保には事業主負担の保険料がない中、国が果たすべき役割として医療給付費等の1/2を負担していたものであり、地方交付税についても、一般財源化による影響が生じないよう、調整交付金の算出の基礎となる医療給付費等の額により算定している。

医療・介護保険制度に係る地方負担と地方交付税措置

(2) 後期高齢者医療制度

金額は事業規模(平成29年度予算案ベース)

項目	概要	地方交付税算定の指標
医療給付費等定率負担 (24,389億円)	医療給付費等の8%を都道府県・市町村それぞれが負担	75歳以上人口
高額医療費負担金 (3,094億円) うち地方774億円	高額な医療費(1件80万円超)の一定割合を公費で支援 (国1/4、都道府県1/4、保険料1/2)	
保険料軽減制度 (2,883億円)	低所得者の保険料軽減分を公費で支援 (都道府県3/4、市町村1/4)	
財政安定化基金 (189億円) 積立額 うち地方63億円	保険料未納や給付増リスク等に対応するため都道府県に基金を設置(国1/3、都道府県1/3、保険料1/3)	

(3) 介護保険制度

金額は事業規模(平成29年度予算案ベース)

項目	概要	地方交付税算定の指標
介護給付費等定率負担 (26,550億円)	介護給付費・予防給付費の12.5%(注1)を都道府県・市町村それぞれが負担	介護サービス受給者数
地域支援事業定率負担 (1,569億円)	地域支援事業の12.5%(注2)を都道府県・市町村それぞれが負担	65歳以上人口
保険料軽減制度 (221億円) うち地方111億円	低所得者の保険料軽減分を公費で支援 (国:1/2、都道府県1/4、市町村1/4)	65歳以上人口
財政安定化基金 (0億円) 積立額	保険料未納や給付増リスク等に対応するため都道府県に基金を設置(国1/3、都道府県1/3、保険料1/3)	介護サービス受給者数

(注1) 居宅給付費に係る負担割合。施設等給付費に係る負担割合は、都道府県17.5%、市町村12.5%。

(注2) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る負担割合。包括的支援事業等に係る負担割合は、都道府県19.5%、市町村19.5%。

国民健康保険については、赤字の解消・削減や事務の効率化等が課題。現在、国と地方との間で、新制度の円滑な実施・運営に向け、制度や運用の詳細 に関する協議(国保基盤強化協議会)を進めているところであり、総務省としても、事務レベルWGにオブザーバーとして出席している。

標準保険料率の設定方法、保険料の激変緩和、都道府県・市町村における条例改正 等

また、医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化は、国と地方が一体となって取組みを進めることが必要。社会保障費の増は地方財政にも大きな影響を与えることから、総務省としては、各種会議等を通じて、地方自治体の総務部局に対しても、医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化について適切に取り組むよう、要請を行っている。

平成29年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について
(平成29年1月25日 総務省自治財政局財政課事務連絡)(抜粋)

医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、歳出改革の重点分野である社会保障の中でも重要な取組であることから、「医療法」(昭和23年法律第205号)に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業(支援)計画の策定を進めるなど、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。